

第1回 芦屋市地域自立支援協議会 会議録

日 時	平成24年8月9日(木) 13:30~15:30
場 所	分庁舎2階 会議室1・2
出 席 者	<p>会 長 堺 執 副会長 加納 多恵子 委 員 木下 隆志 美濃 千里 瀬戸山敏子 山下 雅美 北野 章 友添 文子 長野 良三 木村 嘉孝 朝倉 己作 島 サヨミ 津田 和輝 東根 史郎 原田 夏紀 丸谷 美也子 築山 彩子 山岸 吉広 福田 晶子 寺本 慎児</p> <p>欠席委員 高橋 道宏 藤川 喜正</p>
事務局	<p>障害福祉課 余吾 康幸 伊藤 浩一 川口 弥良 西川 隆士 米田ヒロ子</p>
会議の公開	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	1 人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 委員委嘱

(3) 会長挨拶

(4) 委員及び事務局紹介

(5) 議事

① 平成23年度相談支援事業実績報告及び24年度実施計画について

② 指定特定相談支援事業（計画相談支援）、障害児相談支援事業及び指定一般相談支援事業（地域移行・定着支援）について

③ 障害者虐待防止法に関するマニュアル作成等について

④ 実務者会・部会について

(6) その他

2 提出資料

資料1 芦屋市地域自立支援協議会委員名簿

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の概要

資料2 平成23年度相談支援事業報告及び24年度実施計画

資料3 事業所懇談会の進捗状況

資料4 芦屋市障害者虐待対応マニュアル及びフロー

資料5 芦屋市自立支援協議会実務者会報告

講演会ちらし

3 審議経過

(堺会長)

資料の説明がありましたがこれだけを今日中にしなければなりません、3時半に終わりたいと思いますので活気のある会議になるようご協力をお願いします。

それでは資料2について報告をお願いします。

(丸谷委員)

資料2の順番で報告をさせていただきます。芦屋ハートフル福祉公社障がい者相談支援事業所の丸谷です。

相談支援を通して見えてきた課題についてですが、

1) 障害者虐待防止に関する法施行に向けて身体障がい分野に少ないショートステイ等の社会資源の開発が必要。

2) 重複障がい者のケースや一世帯内に複数の障がい者に対して課題が複雑化していることが多く整理対応する能力と関係機関との連携が必要。

3) 医療的ケアの必要な利用者に居宅介護事業所の体制が充足していない。を掲げさせていただきました。

課題解決のために必要なことは、

1) 関係機関との更なる連携をはかり役割分担をすること。

2) フォーマル、インフォーマルを問わない地域の社会資源を活用すること。

3) 対象者の継続的支援が必要であること又、新たな社会資源の開発に努めること。

今年度実施計画としては、

1) 身体障がい以外の障がいに関しても対応力を高める。

2) 継続した障がい者ケアマネジメントを実施する。

3) 権利擁護・虐待対応に対する支援体制を整える。

4) 法改正に向けて情報を収集し相談支援事業に生かす。

5) 計画相談支援の開始に向け研鑽を積む。

以上です。

(塚会長)

ありがとうございます。見えてきたというのは、今まで2年間頑張っていたでそれを基にして今の項目が挙がってきたのですか。

(丸谷委員)

昨年度の引き続きのものもあります。

(塚会長)

引き続いて築山さんお願いします。

(築山委員)

芦屋メンタルサポートセンターの築山です。項目ごとに報告します。

23年度の相談件数は1434件でした。23年度は県の地域移行支援事業を受託して2名の方の退院支援に関わりました。件数は少ないのですが、地域移行推進員を一人採用して、主に病院を訪問したり退院先の場所の確認をしたり生活面のサポートにかなり時間をかけて丁寧にすすめました。対象の方ですが、一人は60代の女性で、独居で生活をされていましたが不安定になって入院をされた方です。退院後一人の生活が不安ということで他市のグループホームで生活をされることになりました。もう一人の方は50代の男性で、交通事故により高次脳機能障害を受けられた方です。これまでバリバリ仕事をされていた方ですが、リハビリを終えて退院し今は家で生活をしながら就労・生活支援センターの支援を受けて自立に向けて頑張っておられます。この事業を通して阪神間の事業所とかなりの連携が取れるようになったと実感しています。

課題ですが、ひとつ目は訪問支援の必要性についてです。私は主に心的障がいの方に関わっていますが、来所できないほど病状が変わっていた方や、本人に支援の必要性がわからなく生活が崩れてしまっているというケースがあります。これらの方の見守りを相談支援だけではなく、職種の異なった者が定期的な見守りをして家族の生活支援を行うケースもあります。来所を待っていても繋がりをもてないことが多いので訪問支援を積極的に行いたいのですが、一日に訪問できる件数は2、3件と限界があり調整が困難となっています。

もうひとつは、ご本人を取り巻く家族や環境への支援ですが、心的障がいは目に見えないところが多い病気のため周りの方に客観的にしんどさをわかってもらうのが難しいし、ご家族もそれがわかりにくく不安やしんどさを感じており、支援者は家族の精神的ケアや地域の方への理解促進が必要と思っています。他障がいと比較してもかなり時間と労力がかかり、対応が困難な点も課題としてあげられます。

課題解決ですが、月1回メンタルヘルスセミナーを開催し家族や地域の方に精神福祉についての理解が得られるよう取り組みを行っています。また、最近訪問看護ステーションとの関係が多いのですが、芦屋や周辺地域の他職種、他機関との連携に努めています。

24年の計画については、計画相談、地域相談の積極的な活用と、正しい知識の普及啓発活動、更に訪問支援では医療・保健・看護・福祉の分野との連携を深めることとしています。

(塚会長)

有難うございました。二つの事例を交えて報告いただきました。

それでは次お願いします。

(原田委員)

社会福祉法人三田谷治療教育院の原田です。

23年度の相談件数は1375件でした。24年度は7月末で既に280件となっています。とくに事業所からの紹介ケースが増えていて、そのほとんどが高齢の保護者と同居の障がい

者の方の将来の生活についての相談です。また、診断がついておらず本人にも認識のないケースの相談も増えています。主に家族からのものですが、本人への接し方に悩んでいたり、本人の生活状況を案じていたりする相談等です。家族が遠方地に住んでいるため本人のフォローをしにくく、本人の相談先を依頼されるようなケースもあります。

相談支援を通して見えてきた課題については、市内の事業所等社会資源の不足を感じます。

また、医療資源では、知的障がい、発達障がいの診断が可能な医療機関が乏しいことや、重症心身の障がいの方の受け入れが可能な入院機関が少ないため、他市の医療機関の利用を余儀なくされており課題と感じています。

課題の解決については、医療機関も含め他機関への一層の広報・連携を実施して実態把握や資源開発を図ること、また、県立こども発達支援センターの利用効果について検証が必要と感じています。

24年度の実施計画については、

- 1) 実務者会議・専門部会の活動に取り組み地域課題の解決を図ります。
- 2) 積極的に研修に参加し資質の向上をめざします。
- 3) 早期のニーズ把握を可能とするよう支援体制を見直します。

以上です。

(堺会長)

ありがとうございます。それでは山岸さんからお願いします。

(山岸委員)

社会福祉協議会の山岸です。ご報告をさせていただきます。社会福祉協議会では平成22年度から事業を開始し徐々に相談件数が増えてきています。福祉センターがオープンして丸2年を迎えますが、センターが市民の中に広まっていると感じています。また、社会福祉協議会の総合相談窓口を経由して各相談員への相談も定着してきています。その他にも、高齢のご家族のケアマネジャーさんを通じて障がいのある家族の問い合わせや相談が増えています。社会福祉協議会では3障がいを受けることになっていますが、とくに精神障がいの方の相談が増え8割以上を占め精神障がいの方のニーズが増えてきていると分析しています。

相談支援内容は、サービス調整、社会資源の調整などの生活支援になりますが、近隣住民とのトラブルや家族内の人間関係、金銭問題、家族への支援等複雑多岐にわたる支援が必要となっています。

見えてきた課題としては、精神障がいや発達障がい疑われる方の中に、本人に病識や障がいの自覚がなく長年引きこもりの状態で、訪問をしても一言もしゃべってくれないため直接支援にいたるまでのアセスメント等に時間がかかることがあげられます。

また、自傷や他害があった場合の医療機関への受診やそのための申請に本人の同意を得る事が困難で手詰まりになってしまうことも課題です。

課題解決に必要なことは、相談員のスキルアップもありますが引きこもっている人や未受診の方への何らかの手立てに対して他の専門機関との協力が求められます。

24年度の実施計画については4点挙げています。今年度は計画相談や虐待防止法施行に伴う新たな対応が相談員に求められますので積極的に取り組みたいと思います。

(堺会長)

ありがとうございました。4人の方からそれぞれご報告をいただきました。ここで出てきた課題をどう解決するかというひとつのツールが自立支援協議会の仕事の主なものですが、委員の皆さんにはデータを通して課題をみていただき、これだけは質問したいというものや、現状はどうなっているのかの提言をお受けします。

(木村委員)

資料の個別相談支援の件数と期間はいつのものですか。

(原田委員)

ややこしくて申し訳ないのですが、その資料は三田谷分のみのデータで全体の資料ではありません。

(木村委員)

ひとつはピアカウンセラー該当数が0になっているが、ピアカウンセラーの資格を持っている方は芦屋市内に相当おられるのですか。

(堺会長)

講座を受けた方が何人かおられます。

(木村委員)

父母の会の会員の中からの意見ですが、センターでの相談事業はワンストップの筈なのに、あっちへ行け、こっちへ行けといわれるらしい。難しいケースもあるでしょうが、できるだけワンステップでお願いをしたい。もう一つは、相談は聞いてくれてもアドバイスが乏しいようでどこに行ってもどうしたらよいということがないとのことです。そのあたりも将来のこととして考えていただきたいと思います。

(堺会長)

今、木村委員から質問がありましたのは、ワンストップに対して、何度もおなじことをいわないといけないということがあるとのことですが、それを解消するためにワンフロアで、その効果が現れてきていると先ほど山岸さんからの報告がありました。以前は事業所が点々とあったのでそういうことが顕著にありましたが、今は一同に介しているのも若干少なくなっているのです。ただ、発達障がいひとつをとっても、兵庫芦屋ランチの他にもセンターが高砂にあり、県では明石市にできた。こども家庭センターなど行政そのものもあります。クライアントに、ワンストップで不満を抱かせることにならないようにするのは4人の方が心がけていることだと思いますが、ここで出たのであえて申しますが総合相談との連携でも同じことを繰り返さないように一層注意をしていただきたいと思います。

では、他にいかがでしょうか。

(東根委員)

社会資源の不足があげられていますが何が一番足りないのですか。

(原田委員)

知的障がいやメンタル面の疾患の方等が、パニックや幻覚等の状態の時に入院可能な医療機関を探すのが困難で、他市や他県に行かれる方が多い。また、発達障がいの診断が可能な医療機関も市内には少なく申し込んでから受診にいたるまで長時間かかるので、子どものために保護者がすぐに動こうと思っても、現状を知って気持ちがそがれる方もおられます。

(東根委員)

入院できるとか一時的に見てもらえるところが足りないないということですね。

(朝倉委員)

育成会で話題になったのが子どもが入院したときに個室が欲しいということで、市にお願いをしていましたが、今回できた新しい病院では、個室の中の半分が差額なしで利用ができることとなりました。親と一緒にないと治療が難しい人と他の患者に迷惑をかけないようにということで市の方で配慮していただき解決ができました。

(堺会長)

特別支援学校の子供が日中ケアを必要としている場合に緊急一時支援を使うとか、学校が夏休みになりますが、学校の放課後支援に社会福祉協議会でも日中一時支援を始めています

が、こういう学校関係の相談や遊ぶところ、お泊りできるところを紹介して欲しい、専門機関で子育ての相談をしたい等これらの相談について教育委員会ではどうでしょう。

(北野委員)

学校ではそのような相談は今のところ聞いていません。夏休みに子どもの居場所がないなどの話も聞いていません。学校では、7月末から8月にかけて障がいのある子どもとない子どもと一緒に1泊キャンプをしています。伝統的な行事で毎年教職員を含めて約200名が参加します。

(堺会長)

友添先生の方では、相談とか苦情とか子育てについてこちらの4人とは違った相談はありますか。

(友添委員)

1年生のお母さんは夏休みを経験されていないので、夏休みをどう過したらいいのかとよく聞かれます。学校では夏休み前に各市のイベントの情報を配っています。お母さん方から居場所がないといわれるので、保護者の責任で学校にきていただくのは良いと伝えていますが西宮市からの通学者が多く出向いて行きにくいとの声があります。デイケア等を利用して頑張っておられるようです。

(堺会長)

東根さんが言いたかったのは課題として一番多かったのはどんなところかを聞いたかったようですが、逆に施設の責任者として、こんなことが地域にあればわれわれも貢献できるのにとこのことがあると思うのですがいかがでしょうか。

(東根委員)

また学校の話になりますが、通所の施設が盆休みを3日間取ろうとすると保護者や利用者から困るといわれていた。学校の夏休みは1ヶ月で、この間家族と障がい者が暮らす中で揉め事が起って入所の施設を利用しないといけなくなることもある。学校がもう少しオープンになり支えてもらえるるとこのような問題は減るのではと思いますので今後に期待します。

では社会資源が足りない場合、僕らは何を努力すればよいのかですが、施設側から言えば入所、通所施設の利用者がアフター5に過せる場所、学校や家族以外の広がりがあるとあれば有難いと思います。

(堺会長)

学校は日割り計算でないが施設は日割り計算で、子どもが来ていたらお金になる。子どもの親から見ればサービスの提供者は考えないといけないということを友添先生がいわれている。東根さんは通所施設の施設長をしていたからそういうことがベースにあるのかも知れません。行政の文部科学省の仕組みと厚生労働省の仕組みが、同じ通所型でも学校と施設でそれだけ違うということです。夏休みの利用については、それだけが福祉のすべてではありませんが気をつけたい問題のひとつです。

日中一時支援の費用は一日いくらですか。

(津田委員)

時間帯によって違いますが一番低い単位になっています。

(堺会長)

友添先生、学校と福祉の違いはこのようになっています。

それでは島さんお願いします。

(島委員)

相談支援のワンストップの話が出ていていましたが、心的障がいの場合は継続性が大事になります。キャパがあるので本当はもう少し定まっていけないのにキャパを超えて

つながりが薄れてくると感じる場合があります。キャパを超えていると資料を見ても感じますし、何とかできないものかと考えてしまいます。今日も統合失調症で引きこもりの方の相談があるので私の方でも別の形のフォローをしようと思いますが、相談支援には継続性という大きな問題があるので、それを繋げるためにどういうことが必要なのかを考えていただきたいと思います。

(堺会長)

継続性とキャパの問題は方向が違うと思いますが、継続性は親の安心につながり、キャパは相談される側の問題になるのですね。したがって、相談はどこまではできるがそれを超えたら継続性どころかぶつ切れになってしまうということを言われています。一時、心的障がい相談件数が飛びぬけて多いことがあり、それを分析してどうするかの際に人の配置の問題もあったかと思いますが、経験と内部の努力もあってここに至っています。キャパと継続性についてはいつも付いて回る問題で、非常に大きなことについてご指摘をいただき有難うございました。

他に何かありますか。

(事務局)

就労支援の報告がありますので川辺さんに来ていただいています。

(堺会長)

それでは川辺さんお願いします。

(川辺)

平成24年度からの事業実施のため平成23年度の報告はありません。24年度の実施計画について1番の相談支援方法の確立と整備ですが、具体的には相談に来られる方に精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいの方が増えていますので、この方々への対応や支援をするために取り組んだりを実施したり研修会に参加をしました。

2番の就労に関連する専門機関との連絡・調整につきましては、就労関係の会議や研修会で阪神、神戸間のハローワーク、地域障害者就労センター、福祉事務所、公共医療機関などを把握しネットワーク作りにより効果的効率的な支援を行います。

3番の就労の斡旋、実習先の紹介ですが、関係機関のハローワーク、阪神南障がい者就業・生活支援センター等と連携して本人の希望と適性にあった就職先を斡旋し、実習希望者には県が行っているしごと体験事業などの実習先を紹介します。障がいの自己理解のために医療機関、ハローワーク、トータルサポーターと連携して支援を行います。

(堺会長)

ありがとうございました。今日は西宮ハローワークの山下部長に来ていただきました。今の就業・生活支援センターの芦屋ではかなり頑張っていると思うのですが、山下部長からごらんになって何かコメントはございますか。

(山下委員)

コメントというほどではありませんが、各地域の市の支援センターと連携をとりながら、我々のできることをやらせていただいています。以前は身体障がいであればハローワークが独自で就労場所の斡旋等をしていましたが、最近は精神の障がいの方等の相談も増えていますので、その方たちの支援については役割分担ではありませんが連携を密にしてやっていくことが大事かと思っています。

(堺会長)

今後ともよろしくお願いします。

それでは相談支援からの報告と、24年度の今までの実績の中での課題について報告をしていただきましたがここで一旦終わり、2番目の議事に移らせていただきます。

2番目の議題は、指定特定相談支援事業についてですが、相談支援事業が大きな変化をしますので事務局から説明をお願いします。

(事務局西川)

－資料3に基づき説明－

今回大きく二つの相談支援として4月から計画相談支援と地域移行定着支援が増えました。これまでは、何かサービスを受けたいときには行政と利用者が対話して行政が必要なサービスの量を出していました。芦屋市の場合は障がいの軽重に関わらず必要なサービスを決定していますが、他市では障がいの軽重によりサービスの量を決めているところもあり、十分なサービスが受けられない場合に本人が行政に対して物が言いにくいという状況があったので、今回、相談支援事業所が間に入りその方の必要なサービス量を聞き取り、障害福祉課が精査して本人に支給するという形になりました。第三者から見てサービス量が適正かどうかを調べていただく業務が計画相談支援です。平成26年度までにサービスを受けているすべての方が受けられるようにするのがこの事業です。

次に地域移行、地域定着についてご説明します。国の大きな政策である施設から地域へと、今まで施設におられる方や長期入院をされている方が地域で暮らせるようにお手伝いをしていただく事業です。今までも相談支援の中で行っていたものですが特化する事になりました。退院可能な長期入院患者に相談支援員が病院を訪ね、本人が地域移行できるような住まいの場所を探し、地域移行できる環境を作り、地域で定着するための支援を行う事業です。

これは市が委託している相談支援事業とは違い、各事業所が独自に行い収入を得ることができるサービスで、芦屋市の4事業所すべてが受けていただけることになっています。

以上です。

(堺会長)

今後は大きく相談体系が変わるという説明でした。

続いて3番の障害者虐待防止法にかかるマニュアル作成について事務局からお願いします。

(事務局西川)

－障害者虐待防止法に関わるマニュアル作成について資料に基づき説明－

マニュアルの作成は、市で地域に沿ったマニュアルを作るようにとの指示を受け、前回の自立支援協議会でプロジェクトチームによりマニュアル作りをさせていただきことを報告させていただきましたが、養護者よる虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待の3つの柱として完成しましたのでご報告させていただきます。

－「養護者による障がい者への虐待」対応フローにて説明－

マニュアルでは、通報が入ったあと周りがどのような動きをするのかについてフローにまとめています。

受付機関は、障害福祉課、障害者虐待防止センターの役割を担っている権利擁護支援センター、相談支援事業所の3箇所です。

通報を受けた後、機関内で簡易なスクリーニング（ふるいわけ）し通報の受理となります。通報の受理は法責任主体である障害福祉課が行います。

情報共有ミーティングにて通報内容の情報共有、事実確認方針の協議をします。

事実確認は目視を原則としていますので訪問によるものとします。

コアメンバー会議にて事実認定した情報の共有、分析し虐待の認定と対応方針決定をします。これ以降の記録作成は権利擁護センターが一括して行い記録に関しての一貫性を保ちます。

必要に応じて要請会議としてコア会議、専門委員会を開きます。

コア会議は、立ち入り調査、面会制限などの行政権限の行使を判断する場となり、専門委員会では、この対応に関する専門的技術的助言及び援助をいただき具体的支援に向かいます。

具体的支援を行った後、一定期間において個別ケース会議を行い、実施した支援の評価、虐待対応支援計画の見直しを行います。ここで虐待が解消されたかどうかの決定を行います。虐待が解消している場合は終結終了会議、虐待が続いている場合は、もう一度見直しをして具体的な支援の介入になります。終結終了会議をもって虐待状態は終了としたこととなります。終了終結となると自立としてサービスを終了しますが引き続き生活支援、権利擁護支援が必要な場合はサービスを行うこととなります。

虐待の対応はこの終結終了会議で終わる事になります。

以上です。

(堺会長)

ここに来るまでには委員の方々に打合せを重ね、高齢者の方のモデルも参考にされてここまでできています。それではご質問をお聞きします。

(福田委員)

相談・通報から緊急性の判断がされるまでの一般的な時間はどれくらいですか。

(事務局西川)

こどもの場合と同じで48時間を目安にしています。

(堺会長)

実際にはどれくらいの件数が上がってくるかはわかりませんが、マニュアルを作成しておれば何かのときに対応ができます。

虐待防止に関わるメンバーの方々、今後もよろしくお願いします。

(朝倉委員)

施設では職員に対し虐待に関するアンケート調査を定期的に行われているのですか。

(東根委員)

定期的なアンケートはしていませんが会議の中で話しが出ることはあります。

(朝倉委員)

育成会の中で、施設の利用者から職員には直接言いにくいとの声が上がっています。

(堺会長)

虐待、体罰には目を光らせなければならない時代になっています。虐待を見たら即刻通報しなければならないし、見過ごせば処分の対象になりますので職員はびりびりしていますが、言いにくいという温床にならないようにしなければなりません。

(朝倉委員)

他の施設では、そういうことがないよう職員同士がお互いの中でチェックをしているところがあると聞いていますので、ぜひともそういう風にしていただきたい。

(東根委員)

施設では対応マニュアルを作って、こういう行為が虐待ですよという基準を設けていますが、職員の基準と保護者の基準にはギャップがあります。制度の中で第三者が客観的に見て虐待なのかどうかについての判断をしていただき、施設対保護者の戦いにならないようにしていただくことは有難いと思います。

(朝倉委員)

くどいようですが、学校のいじめと同じだと思っています。学校の中だけで解決と思ってもなかなかできません。

(事務局西川)

障害者虐待防止法における障がい者虐待については、虐待をしている養護者等を懲らしめるための制度ではありません。障がいのある方がその虐待の事実を抜け出せる状態にすることが目的となっています。虐待をしている養護者等へのフォローとして、障がい者の方

にサービスをいれたりすることで養護者に息抜きができる機会を作り虐待の解消を図ろうとしています。

ー引き続き、障害福祉施設従事者、利用者による障がい者への虐待フローについて説明ーマニュアルの中身はフローの肉付けとなっていますのであとでご覧ください。

(堺会長)

いつから施行されるのですか。

(事務局西川)

10月1日からの施行となります。

マニュアルを8月中に作り終えて9月に市民、市内事業所、医師会等に対して説明会、講演会を開催します。9月いっぱい説明会を終え10月1日を迎えます。

(堺会長)

それでは実務者会議の説明をお願いします。

(木下委員)

実務者会は、昨年まで事業所懇談会として市内の障がい福祉サービス事業所が任意の組織として実施してきましたが、それを受けて平成24年度から自立支援協議会の下位組織として定められ、障がいのある人と直接関わる実務者が地域に置ける課題を整理、抽出し自立支援協議会に提案をする会議です。

第1回目は平成24年6月28日に開催しました。座長に木下、副座長になかよし工房の高橋さん、みどり地域生活支援センターの中山さんが選出されました。第1回ですので今後の運営の仕方等を主に話し合われました。議題としては、自立支援協議会の報告があり、その次に23年度の自立支援協議会運営強化事業として作成した「芦屋つぶ（福祉マップ）」について、これは3,000部作成しすでに2,000部が配布されかなり利用がされているようです。

24年度の取り組み課題は、サポートファイルの作成について検討したいとのことですので、サポートファイルのたたき台を作っていくことを検討しています。あとは、具体的に実務者会の運営内容についての話し合いで、会議の進行は、以前は相談支援事業所が中心となってまとめていましたが、実務者会ですので各事業所が輪番制で受け持ちます。今後の予定は、先ほど虐待防止法の研修会の話がでしたが実務者会でも事業所がどれだけ理解を高めるかが大切ですので、9月に臨時実務者会として障害者虐待防止法の研修をもちたいと思っています。年4、5回の開催を考えていますが第2回目は10月に開催の予定です。前年度のいろんな課題を出していただいている、今市域で何が起こっていて、それを具体的にどのような仕組みを作っていかなければならないのかを考えていく会だと思っています。今後も引き続き検討を進めていきたいと思っています。報告は以上です。

(堺会長)

ありがとうございました。

(事務局西川)

部会について少し説明をさせていただきます。サポートファイルの作成については昨年度の最終の自立支援協議会の中で決定いただき、今年1年間をかけて作成することになっています。これから人選について会長と相談のうえ決定し集まっていただきます。進行が遅れていますが今年度中に形として作らせていただくことになっていますのでよろしくをお願いします。

(堺会長)

あえて私からの方から申し上げますと教育委員会、学校教育の積極的なご協力をいただかなければサポートファイルは充実したものになりませんので北野課長よろしくをお願いします。

(北野委員)

今回、学校現場からのメンバーをお願いしています。

(堺会長)

実務者会については一生懸命やっただいて発展的になっていると嬉しく思います。

それではその他の報告に入ります。丸谷さんお願いします。

(丸谷委員)

ー地域ケアシステム会議検討委員会主催の講演会とグループワークについて案内ー

(堺会長)

つづいて西川さんお願いします。

(事務局西川)

ー福祉マップ「芦屋っぷ」について報告ー

(堺会長)

今回は年内に開くことになりますか。

(事務局余吾)

例年は翌年の3月に開催となっておりますが、今回は取り組みの遅れているサポートファイルを来月からと考えています。その中間報告をさせていただきたいと思っていますので年末くらいに開きたいと考えています。

(堺会長)

それでは次回の開催を楽しみにしています。閉会に加納副会長のご挨拶をいただきます。

(加納副会長)

短い時間でしたが内容のある充実した会議だったと思います。実務者会ができたことを嬉しく思っています。それぞれの事業所の利用者さんがだんだん高齢化していくことの問題には施設長の方が色んな問題を抱えておられることをお聞きしています。実務者会ではその生の声を吸い上げていただき、皆さんが前向きな姿勢に変わっていきますことを願っています。

本日はありがとうございました。

閉会。